

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JULY 13TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 6月のCPI 前年同月比+1.9% 前月比0.1ポイント鈍化
- GDP算出方法の改定 研究開発費用を固定資本に計上

【産 業】

- 2015年ネットショッピング利用者数 前年比+14.3%の4億1,300万人

【金融・為替】

- 6月外貨準備残高 前月比134億米ドル増

■ RMB REVIEW

- 元安容認観測が下値不安を高める

■ EXPERT VIEW

- 事業者集中申告（その2）簡易案件申告について

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表） 大阪:06-6206-8434（代表） 名古屋:052-211-0544（代表）

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆6月のCPI 前年同月比+1.9% 前月比0.1ポイント鈍化

国家統計局の10日の発表によると、6月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.9%と、上昇幅は前月比0.1ポイント鈍化し、2ヶ月連続の縮小となった。

CPIを品目別で見ると、食品は同+4.6%と前月より1.3ポイント下落し、非食品は同+1.2%と前月より0.1ポイント上昇した。

食品のうち、豚肉が同+30.1%と大きく上昇した一方、生鮮野菜は同▲6.5%と前月に比べて12.9ポイント下落した。非食品では交通機関用燃料が同▲8.1%と下落幅が大きかった。

なお、6月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月

比▲2.6%と、52ヶ月連続のマイナスとなったものの、下落幅は前月比0.2ポイント改善し、6ヶ月連続で下落幅が縮小した。石炭採掘業や石油加工、コークス・核燃料加工業の下落幅縮小に起因するものと見られている。

◆GDP算出方法の改定 研究開発費用を固定資本に計上

国家統計局は5日、GDP算出方法の改定を発表した。2009年に国連で合意された国民経済計算統計「2008SNA」に基づく措置で、従来は中間コストとして計算されていた研究開発費用を固定資本として計上することになった。2016年第2四半期(4~6月期)より新算出方法を適用する。

これに伴い、同局は1952年以降のGDPの数値を改定し、直近10年のデータについては、改定前と比べて名目GDPが年平均1.06%増加、実質GDP成長率が年平均0.06%上昇した。また、2016年第1四半期の名目GDPは改定前より1.3%の増加、実質GDP成長率は改定前より0.04%の上昇となった。

新算出方法導入の動機について、研究開発活動の経済成長に対する貢献をより反映させることや、中国経済が国際社会の高い関心を集める中で、新たな国際基準を早期に導入する必要に迫られていたこと等を挙げた。

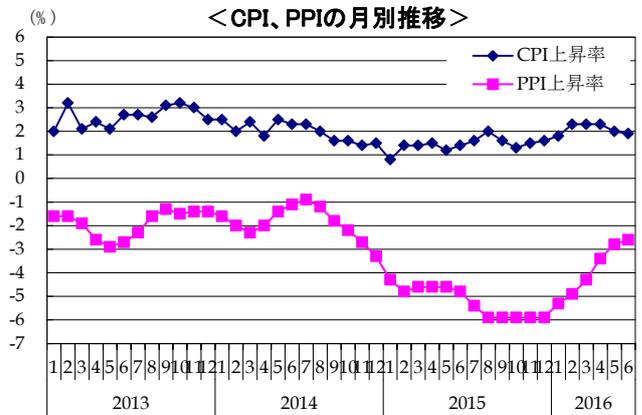
なお、日本は本年7-9月期より「2008SNA」を導入する予定とされている。

【産業】

◆2015年ネットショッピング利用者数 前年比+14.3%の4億1,300万人

中国の民間研究機関である中国電子商取引研究センターは6月22日、「2015年中国インターネットショッピング市場研究報告」を発表した。

2015年の中国におけるネットショッピングの利用状況について、ネットショッピング利用者数は前年比+14.3%の4億1,300万人と、2015年のネットユーザー全体(6億8,800万人)の伸び率(前年比+6.1%)を上回った。うち、携帯端末によるネットショッピング利用者数は同+43.9%の3億4,000万人と、伸び率はネットショッピング利用者の約3倍となった。また、海外から商品を購入する海外ネットショッピングの利用者数は前年比+135.8%の4,091万人と、ネットショッピング利用者の1割にとどまるものの著しく増加した。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<2006年~2015年のGDP改定後と改定前の比較>

	名目GDP(億元)			実質GDP成長率(%)	
	改定前	改定後	増加額	改定前	改定後
2006年	217,657	219,438	1,782	12.7	12.7
2007年	268,019	270,232	2,213	14.2	14.2
2008年	316,752	319,516	2,764	9.6	9.7
2009年	345,629	349,081	3,452	9.2	9.4
2010年	408,903	413,030	4,127	10.6	10.6
2011年	484,124	489,301	5,177	9.5	9.5
2012年	534,123	540,367	6,244	7.7	7.9
2013年	588,019	595,244	7,226	7.7	7.8
2014年	635,910	643,974	8,064	7.3	7.3
2015年	676,708	685,506	8,798	6.9	6.9

(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

急成長する中国のネットショッピング市場の特徴について、「インターネット+」^(注)の国家戦略の下での政府の促進策が大きく寄与していること、ネットショッピングという消費形態が国民生活に浸透しつつあること、購入商品が多様化していること等を挙げた。

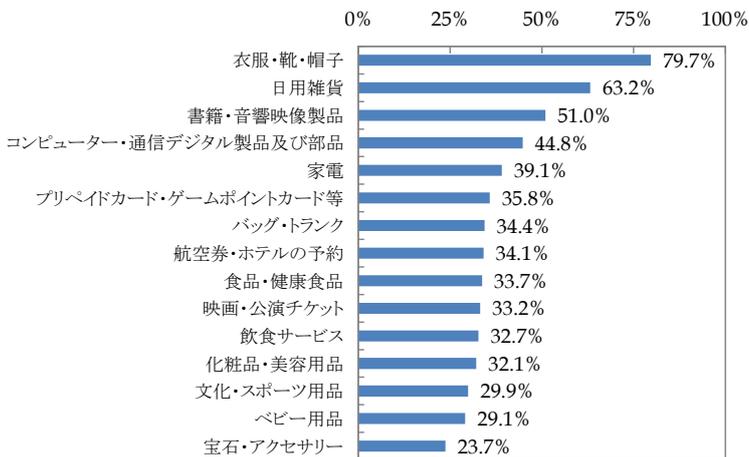
また、同センターの調査では、ネットショッピング品目の中で購入の多い上位3品目に①「衣服・靴・帽子」、②「日用雑貨」、③「書籍・音響映像製品」、購入決定にあたり最も重視する3つの要素に①「ロコミ」、②「価格」、③「取引サイト・出店者の信用度」が挙げられた。

一方、海外ネットショッピングについては、購入の多い上位3品目は①「化粧品・美容用品」、②「粉ミルク・ベビー用品」、③「衣服・バッグ」となり、購入先として多い上位3ヶ国は①米国、②日本、③韓国の順となっている。

なお、国家统计局の発表では、2015年のインターネットを通じた小売金額は前年比+33.3%の3兆8,800万元と、社会全体の消費財小売総額の12.9%を占める規模に上った。今後、農村部の消費潜在力の増大、モバイル決済の進歩、物流サービスの改善等に伴い、ネットショッピング市場の更なる拡大が期待されている。

(注)「インターネット+」: インターネットと各種産業の融合を加速させることにより、経済発展の新たな原動力の創出に結びつけることを目指す国家戦略で、2015年3月の全人代で初めて発表された。

＜ネットショッピングの購入品目の分布(2015年)＞



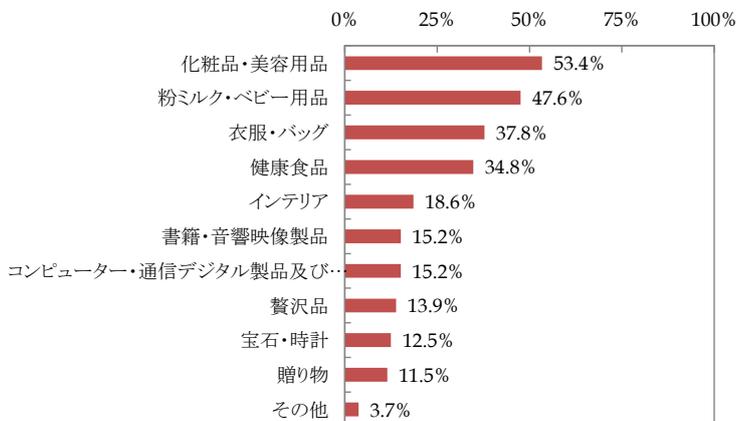
(出所)CNNIC「2015年中国インターネットショッピング市場研究報告」

＜ネットショッピング利用者の購入決定の重視要素＞
(2015年)

順位	項目	回答数の比率 (複数回答)
1	ロコミ情報	77.5%
2	価格	72.2%
3	取引サイト・出店者の信用度	68.7%
4	ブランドの評判	65.8%
5	取引サイトの販促度	65.1%
6	顧客体験	61.7%
7	配達所要時間	47.3%
8	配達業者の信用度	43.3%
9	配達費用	43.2%
10	その他	4.6%

(出所)CNNIC「2015年中国インターネットショッピング市場研究報告」

＜海外ネットショッピングの購入品目の分布(2015年)＞



(出所)CNNIC「2015年中国インターネットショッピング市場研究報告」

＜海外ネットショッピング購入先のトップ10国・地域＞
(2015年)

順位	項目	分布
1	米国	48.0%
2	日本	45.3%
3	韓国	37.8%
4	オーストラリア	18.6%
5	ドイツ	16.6%
6	ニュージーランド	9.8%
7	香港・台湾	9.1%
8	英国	7.4%
9	フランス	4.4%
10	イタリア	2.0%

(出所)CNNIC「2015年中国インターネットショッピング市場研究報告」

【金融・為替】

◆6月外貨準備残高 前月比134億米ドル増

中国人民銀行の7日の発表によると、6月の外貨準備残高は前月比+134億米ドルの3兆2,052億米ドルになった。

英国のEU離脱を受け、保有している海外債券の金利低下に伴う時価評価額の上昇や、資本流出圧力の緩和等が外貨準備残高の増加に繋がったと見られている。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆元安容認観測が下値不安を高める

今週(7/4~)の人民元相場は、元安容認観測を背景に、下落基調が継続。週央にかけては、約5年半ぶりとなる安値を記録した。

週初、6.6550 で寄り付いたオンショア人民元(CNY)は、元安容認観測の高まりを背景に軟化。欧州情勢を巡るリスク回避の動きも重なる中、週央にかけては、2010年11月以来となる安値 6.6980 まで下落した。もともと、同水準では下値も堅く、引けにかけては小反発。本稿執筆時点では、6.68 台後半にて推移している。尚、CNYとCNH(オフショア人民元)は概ね収斂している。対円相場(CNYJPY)も同様に、週初、高値となる15.42円を示現するも、その後は、リスク回避の動きを背景に軟化。週央にかけては、2013年4月以来となる安値14.97円まで下落した。引けにかけて小反発するも上値は重く、足許では、15円絡みで推移している。

中国では昨夏以降、不確実性の高まりを背景に、人民元が急落。国内から国外への資本流出が加速する中、為替介入を通じた元の買い支えが行なわれてきたとみられる。しかし、介入原資である外貨準備が急減すると、却って介入余力への不信感から、人民元が下落する等、悪循環に陥った。これを受けて、政府・当局は、従来までの為替介入に加えて、口頭指導を通じた水面下での資本規制を開始。人民元相場の安定化を優先する代償として、人民元改革(人民元のハードカレンシー化)の「後退」を余儀なくされた。結果、資本流出圧力はひとまず減退。元の先安観が後退する中、外貨準備減少にも歯止めがかかるようになった。

しかし、足許ではこうした動きに変化の兆しが見られる。10月のSDR(IMFの特別引き出し権)組み入れ開始を前に、人民元のハードカレンシー化を求める声が強まっているからだ。事実、国家外為管理局は4/21、「資本市場における人民元の交換性を推進する」「オンショアとオフショアの人民元レートの一本化を目指す」と発表。6/6~6/7の米中戦略・経済対話でも、「市場原理に基づいた人民元相場の実現に向け、改革を続ける」との発言が報じられた。6/21には中国人民銀行より「オフショア人民元市場への商業銀行の参入を検討」、6/30には、関係筋からの情報として、「人民元下落は段階的とする方針」との見解が示されている。こうした動きはいずれも人民元のボラティリティ拡大に繋がる為、元安材料の一つとなるだろう。

加えて、人民元はここ数ヶ月、一本調子で下落しているにも係らず、当局からは目立った通貨安牽制が見られていない。よって、当局が再び、元安誘導(容認)に踏み切ったとの見方が強まってきている。但し、昨夏や今年初のような急落を織り込む動きは、足許で特段見られていない。実際、オンショアとオフショアの価格差は依然として縮小傾向を維持。通貨オプション市場のリスクリバーサルも、人民元プットオーバーの縮小が続いている。当局は「緩やかな元安」を許容しつつも、「急激な元安」は望まないとの見方が、市場のコンセンサスとなりつつある。今後は、中国当局にそうしたスキルがあるのかどうか最大のポイントとなってきそうだ。

来週は、7/10の消費者物価指数、7/13の輸出入統計、7/15の固定資産投資や第2四半期の実質GDP等に注目が集まる。市場予想を下回る冴えない結果となれば、人民元の下値不安が一段と高まりそうだ。来週も、人民元相場の緩やかな下落を予想する。

(7月8日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利(1wk)	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.07.04	6.6550	6.6550~ 6.6670	6.6636	0.0054	6.4913	-0.0079	0.85909	0.0007	7.4072	0.0139	2.3000	3127.84	57.97
2016.07.05	6.6646	6.6646~ 6.6730	6.6695	0.0059	6.5583	0.0670	0.85962	0.0005	7.4325	0.0253	2.3600	3147.76	19.92
2016.07.06	6.6866	6.6832~ 6.6900	6.6900	0.0205	6.6489	0.0906	0.86233	0.0027	7.3951	-0.0374	2.3000	3158.22	10.47
2016.07.07	6.6856	6.6809~ 6.6902	6.6830	-0.0070	6.6263	-0.0226	0.86146	-0.0009	7.4081	0.0130	2.2900	3158.11	-0.12
2016.07.08	6.6880	6.6842~ 6.6903	6.6881	0.0051	6.6440	0.0177	0.86210	0.0006	7.4038	-0.0043	2.1000	3129.06	-29.04

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

事業者集中申告(その2)簡易案件申告について

1. はじめに

中国の独占禁止法¹(以下「独禁法」という)が施行されて以降、前稿²で取り上げた申告基準に該当する事業者集中行為については、中国において申告をしなければならなくなりましたが、中国の事業者集中申告に対する審査は各国と比較しても期間が長く、事業者にとって重い負担となっていました。

このような状況を受け、商務部は、一つには行政機関の行政効率及び法執行効率を高めるため、もう一つには事業者における取引コストの節約、取引の加速に貢献するため、申告基準に達しているものの、特定の状況が存在し、市場競争に対する影響が小さいと思われる一定の事業者集中行為について、簡易な審査手続を定めました(「事業者集中の簡易案件適用基準についての暫定規定」³(以下「簡易案件規定」といいます)等参照)。

商務部独占禁止局のウェブサイトで公表されている情報によれば、「簡易案件規定」が施行されてから2年余りの2016年6月時点で、簡易案件の申告がなされた事業者集中は460件に達しており、既に相当数の事業者集中が簡易案件として申告されていることがうかがえます。本稿では、この簡易案件申告について概説致します。

2. 事業者集中の簡易案件申告のメリット

「簡易案件規定」及びその関連規定である「事業者集中の簡易案件の申告についての指導意見(試行)」⁴(以下「簡易案件申告指導意見」といいます)では、簡易案件について、その審査期間を短縮する旨の明確な定めはありませんが、実務上、通常案件よりも短縮されているように見受けられます⁵。

¹ 主席令第68号、2007年8月30日公布、2008年8月1日施行

² 「BTMU CHINA WEEKLY」2016年6月1日号/EXPERT VIEW「事業者集中申告(その1)一般申告基準について」をご参照：<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/416060101.pdf>

³ 商務部公告2014年第12号、2014年2月11日公布、同年同月12日施行

⁴ 商務部制定、2014年4月18日公布、同日施行

⁵ 商務部が公示する多くの簡易案件申告では、公示から1か月程度で決定がなされています。通常案件においては、独禁法第25条第1項で規定する1次審査期間(30日)で審査は終了せず、多くの案件で2次審査期間(更に90日間の延長)(独禁法第26条第1項)、また場合によっては3次審査期間(更に60日間の延長)(独禁法第26条第2項)を経てようやく審査が終了するとされていたことと比較すれば、審査期間が短縮されていることがうかがえます。

また、「簡易案件申告指導意見」において申告者に記入が要求されている「事業者集中簡易案件独占禁止審査申告表」と「事業者集中の申告についての指導意見(2014 改正)」⁶において通常案件の申告者に記入が要求されている「事業者集中独占禁止審査申告表」を比較すると、簡易案件申告においては申告者に対する情報開示要求が引き下げられていることが分かります。例えば以下のとおりです。

- ① 集中に参加する事業者の関連実体についての開示要求が引き下げられた(中国国内の関連実体の名称、株式構成図、営業許可証、批准証書等の提供が不要)
- ② 関連市場の供給及び需要構造についての情報提供が不要
- ③ 市場参入についての情報開示が不要
- ④ 水平型又は垂直型の提携協議書の提供が不要
- ⑤ 集中により生じ得る効率性についての開示が不要
- ⑥ 集中が破産企業又は破産直前の企業に関わるものか否かについての開示が不要
- ⑦ 関連市場の業界団体の情報等の開示が不要

3.簡易案件の申告基準

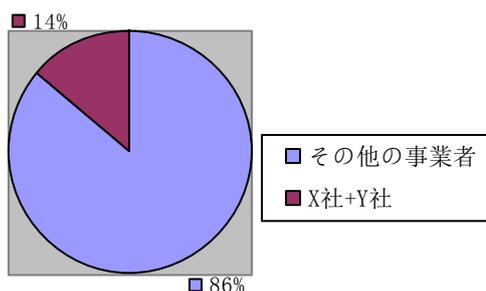
「簡易案件規定」第 2 条では、大きく区分すると、①市場シェアによる基準、②中国国内における経済活動の有無による基準、③支配権の取得による基準という観点から、それぞれ簡易案件の申告基準について規定しています。詳細は以下のとおりです⁷。

【事業者集中の簡易案件の申告基準】

① 市場シェアによる基準

- i 同一の関連市場において、集中に参加する全事業者(下記図のX社及びY社)が占める市場シェアの合計が15%を下回っている。

【同一の関連市場】



⁶ 商務部独占禁止局制定、2009年1月5日公布、同日施行、2014年6月6日改正公布、同日改正施行

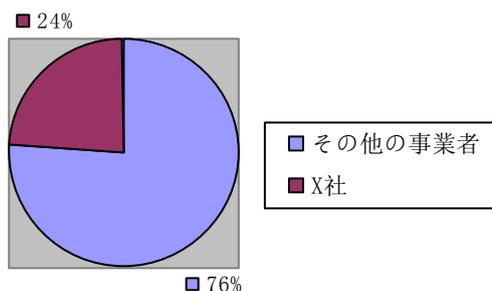
⁷ なお、事業者集中の簡易案件の申告基準に合致する場合であっても、以下のいずれかの事由に該当する場合には、簡易案件とはみなされないとされています(「簡易案件規定」第3条)。

- ① 2つ以上の事業者が共同支配する合弁企業が、集中を通じてそのうちの1つの事業者によって支配され、当該事業者と合弁企業が同一の関連市場に属する競争者である場合
- ② 事業者集中に係る関連市場の画定が難しい場合
- ③ 事業者集中が市場参入、技術進歩に対して不利な影響を与える可能性がある場合
- ④ 事業者集中が消費者及びその他の関連事業者に対して不利な影響を与える可能性がある場合
- ⑤ 事業者集中が国民経済の発展に対して不利な影響を与える可能性がある場合
- ⑥ 市場競争に対して不利な影響を与える可能性があるとして商務部が判断したその他の事由

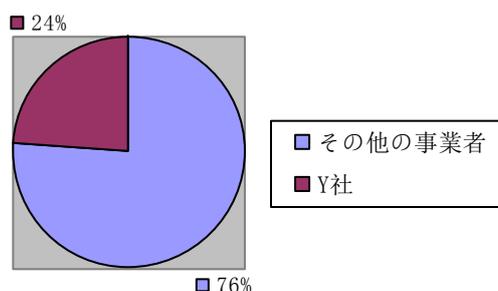
案件の実例⁸: 日本企業 A 社による外国企業 B 社の 39.9%の株式買収案件。当該案件は 2014 年 6 月に公示され、2014 年 7 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

- ii 川上・川下の関係が存在する、集中に参加する事業者(下記図の X 社及び Y 社)について、川上・川下の市場に占めるシェアがいずれも 25%を下回っている。

【川上市場】



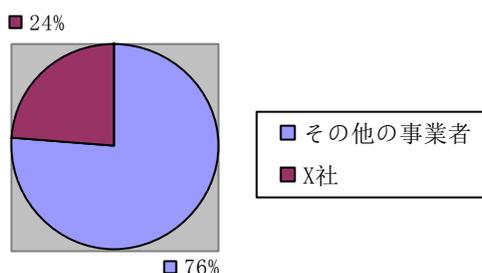
【川下市場】



案件の実例: 日本企業 C 社と外資系中国現地法人 D 社による合弁企業新規設立計画案件。当該案件は 2015 年 5 月に公示され、2015 年 6 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

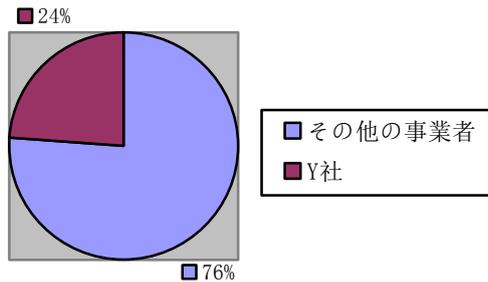
- iii 同一の関連市場になく川上・川下の関係も存在しない、集中に参加する事業者(下記図の X 社及び Y 社)について、取引に関連する各市場(下記図の甲市場及び乙市場)に占めるシェアがいずれも 25%を下回っている。

【甲市場】



⁸ 以下で「案件の実例」として取り上げる実例はいずれも、商務部独占禁止局のウェブサイトで公示されているものです。

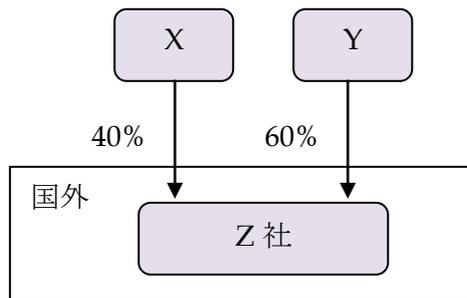
【乙市場】



案件の実例:日本企業 E 社による外国企業 F 社の株式買収案件。当該案件は 2015 年 4 月に公示され、2015 年 5 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

② 中国国内における経済活動の有無による基準

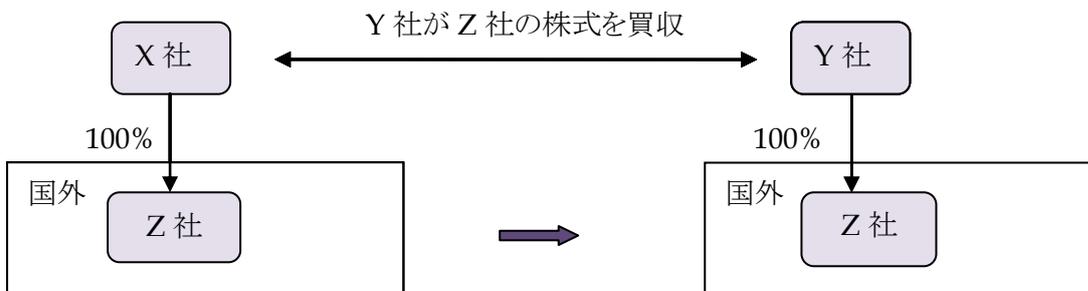
- i 集中に参加する事業者(下記図の X 社及び Y 社)が中国国外で合弁企業(下記図の Z 社)を設立しており、合弁企業が中国国内で経済活動を行っていない。



Z 社は、中国国内では経済活動を行っていない。

案件の実例:外国企業 G 社と外国企業 H 社による合弁企業新規設立案件。当該案件は 2015 年 11 月に公示され、2015 年 12 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

- ii 集中に参加する事業者(下記図の X 社及び Y 社)が国外企業(下記図の Z 社)の株式又は資産を買収する場合において、当該国外企業が中国国内で経済活動を行っていない。

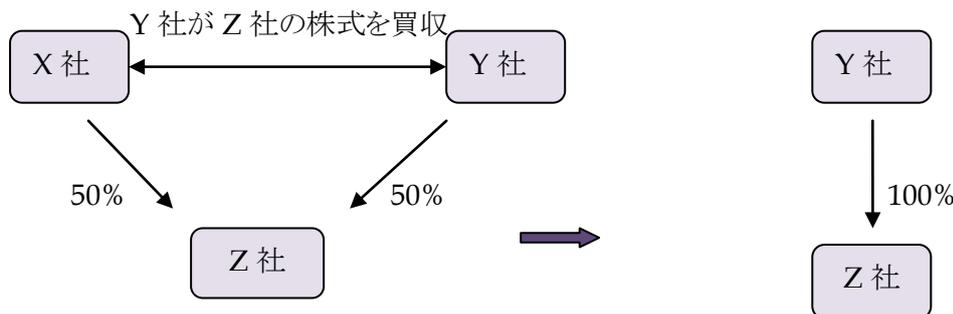


Z 社は、中国国内では経済活動を行っていない。

案件の実例:日本企業 I 社による外国投資会社 J 社からの日本企業 K 社の一部株式買収計画案件。当該案件は 2014 年 8 月に公示され、2014 年 9 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

③ 支配権の取得による基準

2社以上の事業者(下記図の X 社及び Y 社)が共同で支配する合弁企業(下記図の Z 社)が、集中によって、そのうちの 1 社又は 1 社以上の事業者(下記図の X 社)により支配される。



案件の実例:日本企業 L 社と日本企業 M 社による海外日系合弁会社の一部株式買収案件。当該案件は 2015 年 5 月に公示され、2015 年 6 月に審査による決定がなされ、商務部独占禁止局により事業者集中が無条件で許可された。

4.おわりに

簡易案件申告の導入は、中国の事業者集中申告審査(特に、長い審査期間)に悩まされていた企業にとって歓迎すべきものであり、日系企業においても大いにその活用が望まれます。

もっとも、簡易案件の申告基準に該当すると考え資料を提出したものの、申告資料の審査の結果、独占禁止局から簡易案件の申告基準に合致しないと判断された場合には、改めて通常案件として申告しなければならず(「簡易案件申告指導意見」第 7 条)、結果として申告に要する期間が長期化する可能性もあります。このため、簡易案件の申告基準に該当するか否かについては、慎重に検討する必要があります。

以上
黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭郁

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年8月13日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>